

守口市告示第80号

守口市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化及び緩和に関する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

守口市長 瀬 野 憲 一

守口市条例第9号

守口市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化及び緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項の規定に基づき、法に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）に係る都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第25条第6号の技術的細目において定められた制限の強化及び緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(令第25条第6号の技術的細目において定められた制限の強化及び緩和)

第2条 法第33条第3項の規定により条例で定める令第25条第6号の技術的細目において定められた制限の強化及び緩和は、次のとおりとする。

- (1) 設置すべき公園又は広場の1箇所当たりの面積の最低限度を300平方メートルとすること。
- (2) 開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとすること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に法第29条第1項の規定による許可の申請がなされた開発行為について適用する。